

相続時精算課税の本質を知る ～相続が開始した時に驚かないために～

相続税対策は贈与税の活用を抜きにして考えられません。しかし、贈与税は暦年課税と相続時精算課税があり、その活用により相続税の対応が大きく異なります。相続時精算課税は十分に認知され活用も積極的に行われています。贈与者の相続開始時の負の側面を知らずに誤ったアドバイスすることもあります。

この講座では、相続時精算課税の思いがけないリスク及び近年に改正された暦年課税の取扱いも含めて相続時精算課税の本来の姿を解説します。

概要

講師

MJS税経システム研究所 客員研究員

1. 資産移転時期の選択により中立的な税制
 - (1) 資産移転時期の選択に中立的とは何か
 - (2) 贈与税と相続税の関連
2. 相続時精算課税及び暦年課税の取扱いの改正
3. 相続時精算課税の知っておかなければならぬ取扱い
 - ・2年目に特別控除を適用するのを忘れた
 - ・贈与物件に対して小規模宅地等の特例を受けたい
 - ・6回も相続税の納税義務者になってしまった
 - ・同じ財産に相続税が2度かかってしまった
 - ・相続人でないのに、相続税を納める場合がある
 - ・相続財産を取得しないので、相続財産に加算しなかった
 - ・養子縁組を解消した場合の取扱いはどうなるか

※上記の項目は、予告なく変更する場合がございます。

税理士 武田 秀和（たけだ ひでかず）

略歴：昭和50年4月 東京国税局総務部採用(国税専門官第5期) 以後、東京国税局資料調査課、東京派遣監察官室、浅草、四谷、東村山、杉並各税務署資産課税及び法人課税部門に勤務
平成20年8月 武田秀和税理士事務所設立

主な著書：『相続税の重要テーマ解説』『贈与税の重要テーマ解説』『一般動産・知的財産権・その他の財産の相続税評価ポイント解説』『遺産分割と贈贈の相続税実務ポイント解説』以上税務研究会、『小規模宅地等の特例』『不動産の売却にかかる譲渡所得の税金(第2版)』『譲渡所得の基礎・徹底解説』『相続税調査はどう行われるか』『借地権(第3版)』以上税務経理協会、『相続事業承継を取り巻く法務と税務』法令出版 他多数

受講料

当日会場受付にて申し受けます

- 近畿税制研究会 会員(1名) ……無料
- 同上 2名以上1名につき ……1,100円(税込)
- 会員以外の税理士会 会員 ……7,700円(税込)

※テキストのみの販売はいたしておりません。

※本研修会は近畿税理士会の「研修規則」に定める36時間研修に該当します。

日時 2026年1月19日(月) 14:00～17:00 (13:30開場)

会場 神戸三宮東急REIホテル 神戸市中央区雲井通6-1-5
3F ポールルーム TEL: 078-291-0109

定員 70名
(先着順／定員になり次第締切)

研修受講申込書 FAX: 06-6312-3699 ※申込締切日 1/7 (水)

貴所名		受講区分	<input type="checkbox"/> 会員 · <input type="checkbox"/> 非会員
ご住所	〒	TEL	
受講者名		FAX	
		税理士登録番号	※必須

※お申し込みの際にご記入いただくお客様の個人情報は、受付業務にあたり名簿作成を行ひお客様へ対応する上で必要なものです。また、今後開催される研修会のご案内をするために、お預りした情報を利用させていただくことがあります。当会では、記入していただいた情報を適切に管理し、お客様の承諾なく第三者に開示・提供することはありません。ご案内が不要なお客様は、当会にお申し付けください。

◆入会ご希望の場合は、右記に□をつけてください。入会申込書をご送付いたします。

入会申込書希望

